

Q 奨学金だけで学費をまかなえるか

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO(ジャッソ)）の奨学金の額は以下の通り

国公立 第一種奨学金(無利子) 自宅 月額 45,000 円 年額 540,000 円  
自宅外 月額 51,000 円 年額 612,000 円

2,016 年度の初年度納付金（入学金+授業料）

国立大	282,000	+	535,800	=	817,800
国立大（二部・夜間）	141,000	+	267,900	=	408,900
公立大	141,000 ~ 846,000	+	520,800 ~ 696,000	=	661,800 ~ 1,774,800
公立大（二部・夜間）	70,500 ~ 211,500	+	267,900 ~ 401,800	=	338,400 ~ 636,560

\*ただし、防衛大学 防衛医科大学 海上保安大学 気象大学は全て無料

私立 第一種奨学金(無利子) 自宅 月額 54,000 円 年額 648,000 円  
自宅外 月額 64,000 円 年額 768,000 円

私立大学の初年度納付金（入学金+授業料=初年度納付金（施設費等含））

文学・社会福祉	100,000 ~ 440,000	+	600,000 ~ 1,190,000	=	930,000 ~ 2,042,760
法・経	120,000 ~ 300,000	+	610,000 ~ 1,056,000	=	963,300 ~ 1,763,000
理・工	100,000 ~ 500,000	+	600,000 ~ 1,111,000	=	943,430 ~ 3,392,660
薬	200,000 ~ 500,000	+	900,000 ~ 1,460,000	=	1,500,000 ~ 2,634,000
医	200,000 ~ 2,000,000	+	700,000 ~ 3,912,000	=	2,900,000 ~ 12,015,000
二部	60,000 ~ 180,000	+	292,000 ~ 550,000	=	452,350 ~ 847,400

\*奨学金の支給は全て入学後。（予約採用も「入学時特別増額貸与奨学金」（利息付）も）  
しかし、入学前に入学金と授業料前期分を納入しないと入学を取り消される。

\*留年した場合、留年分の奨学金は出ない。

第二種奨学金（利息付）国公立・私学共通

月 3 万、5 万、8 万、10 万、12 万から選択（年 36 万、60 万、96 万、120 万、144 万）  
（私立大学の医・歯はさらに 4 万、薬・獣医は 2 万増額することができる）

A：第一種だけでは、国公立の授業料がやっとなし。入学金・生活費をまかなうことはできない。私立は授業料すら無理。第二種を借りるか、親から出してもらるか、バイトをするか。

Q 給付の奨学金はないのか

A JASSO の奨学金では海外留学生を対象とするもののみ。

企業・篤志家・自治体による奨学金、大学独自の授業料減免制度があるが、人数、額は少ない。

Q 奨学金を借りるために必要とされる条件は？

第一種奨学金を借りられる条件

- ・学力基準 高校での評定平均が 3.5 以上（約 4 割）
- ・所得制限あり

第二種奨学金を借りられる条件

- ・学力基準 学習意欲があると認められるなど
- ・所得制限あり（第一種より緩やか）

\* 第一種奨学金は 1 つの高校につき約 4 割の生徒しか対象にならない。

大学などへの進学率は 2014 年で 56 %。したがって、平均で 14 %の生徒があぶれる。

ほとんどの生徒が進学する高校なら、6 割があぶれる。

\* 奨学金を申し込むときには、次のいずれかを選択する必要がある。

1. 機関保証に加入する（機関保証）
2. 連帯保証人と保証人を選任する（人的保証）

\* 人的保障は連帯保証人と保証人の 2 人を選ばなければならない。

（両親では駄目。世帯の異なる親戚に頼む必要がある。）

機関保証を選んだ場合、毎月の奨学金から保証料を差し引かれる。

例) 51000 円 - 2143 円 = 48,857 円    64,000 円 - 3,137 円 = 60,863 円

A 無利子の奨学金は、高校によっては 6 割の生徒が対象外。

頼れる親戚のいない生徒は、毎月の奨学金が目減りする。

Q 日本育英会の奨学金とどう違うか

日本育英会（1943 ～ 2004）の奨学金

- ・無利子のみ
- ・返済免除がある
  - 1) 本人の死亡・重度の心身障害
  - 2) 所定の要件を満たし、教育又は研究の職に就いた時
- ・延滞金は 5 %（2014 年以降は 2.5 %）

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO(ジャッソ)）（2004 ～ 現在）の奨学金

- ・有利子の奨学金がある
- ・返済免除で 2) がなくなった
- ・延滞金は 10 %（2014 年以降は 5 %）

A 国の育英事業である点は同じ。（経済的理由から修学困難な優秀学生に学資を貸与）

有利子の奨学金ができた。教師等になった場合の免除制度がなくなった。延滞金の率が大きい。

Q 返還が困難になった時どんな救済制度があるか

A 以下の救済制度がある（いずれも願い出が必要。審査がある）

【減額返還】… 経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、毎月の返還額を半分にする（その分の返還期間は2倍になる）制度。

【返還期限猶予】… 経済困難、傷病、災害等、奨学金の返還が困難になった場合、返還期限を猶予する制度。（最長10年）

【死亡または心身障害による返還免除】… 奨学生本人が死亡または心身障害となった場合、返還未済額の全部または一部が免除される制度。

\* 所得連動返還型無利子奨学金が2014年に導入された

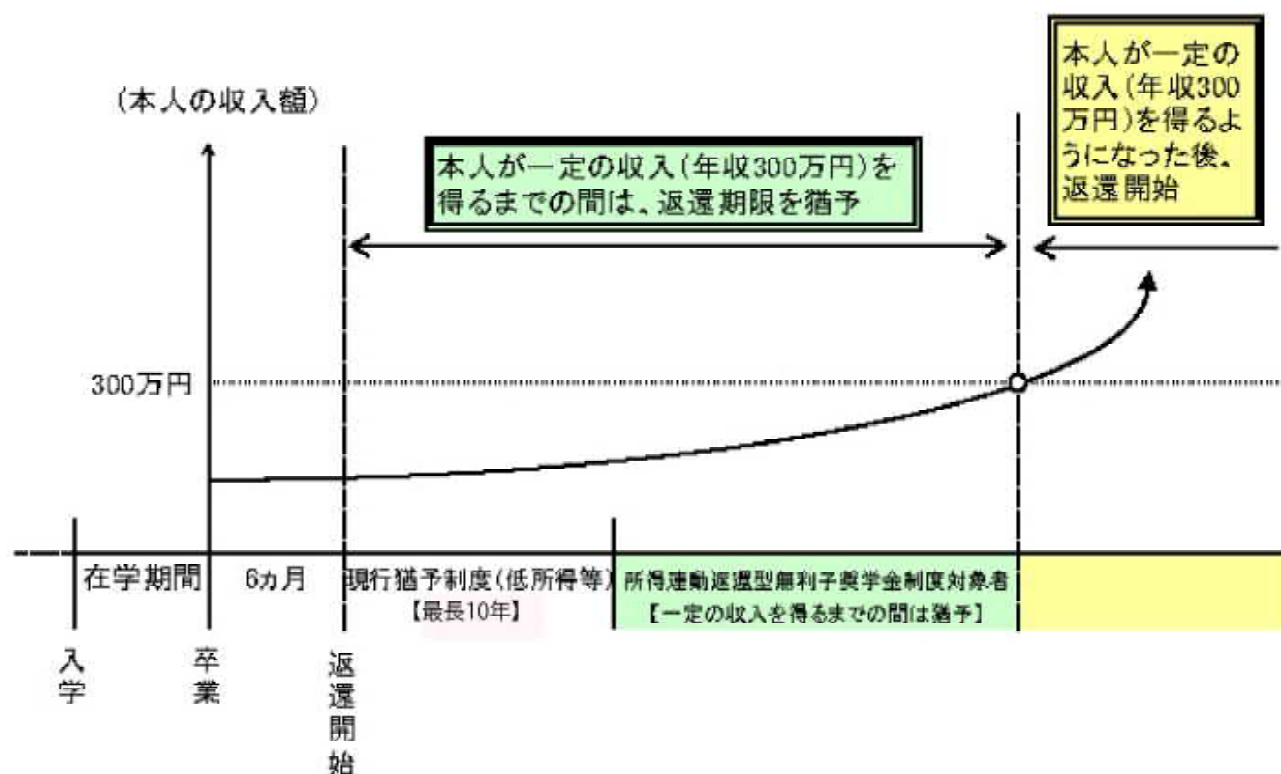
大学院を除く第一種奨学金採用者のみ。所定の経済的要件に合致する人を対象とする制度。

本人の所得が年収300万円を越えるまでは返還を猶予する。

期間の制限はない。

本人が扶養されている場合は以下の(1)～(4)の条件のいずれか1つに該当する必要がある。

- (1) 乳幼児がいる世帯で当該被扶養者以外に保育する者がいない
- (2) 介護等を要する障害者、療養者又は要介護者がいる世帯で当該被扶養者以外に介護等を行う者がいない
- (3) 当該被扶養者が妊娠中である
- (4) 当該被扶養者が身体の障害その他やむを得ない事由により就労が制限されている。



Q 返還できなくなればどうなるか。

「奨学金の財源に占める返還金の割合は非常に大きく、将来に渡って多くの学生等を支援していくためには、奨学金を確実に返還していただくことが極めて重要になっています。」

(「 」は日本学生支援機構 (JASSO) の HP よりの引用)

#### 第一種奨学金

国公立自宅	月額 45,000 円	総額 2,160,000 円	月賦額 12,857 円	168 回 (14 年)
国公立自宅外	月額 51,000 円	総額 2,448,000 円	月賦額 13,600 円	180 回 (15 年)
私立 自宅	月額 54,000 円	総額 2,582,000 円	月賦額 14,400 円	180 回 (15 年)
私立 自宅外	月額 64,000 円	総額 3,072,000 円	月賦額 14,222 円	216 回 (18 年)

#### 第二種奨学金 (利率 3 % の場合) (現在は利率固定方式 0.63 %、見直し方式 0.10 %)

月額 30,000	総額 1,440,000	返還総額 1,761,917	月賦額 11,293 円	156 回 (13 年)
月額 50,000	総額 2,400,000	返還総額 3,018,568	月賦額 16,769 円	180 回 (15 年)
月額 80,000	総額 3,840,000	返還総額 5,167,586	月賦額 21,531 円	240 回 (20 年)
月額 100,000	総額 4,800,000	返還総額 6,469,510	月賦額 26,914 円	240 回 (20 年)
月額 120,000	総額 5,760,000	返還総額 7,751,445	月賦額 32,297 円	240 回 (20 年)

\*延滞 3 か月以上の場合に個人信用情報機関に個人情報 (氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先等、契約の情報として、貸与額、最終返還期日等、その他に延滞、代位弁済、完済等の返還状況) などが登録。

「各種料金 (公共料金や携帯電話等) の引落とし、ショッピング (インターネット含む) やキャッシング等ができなくなる場合があります。また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。一度登録された情報は、延滞中はもちろんのこと、延滞を解消しても一般のクレジットカードと同様に約束どおり返済している人の情報として登録され続け、返還完了の 5 年後に削除されます。」

\*延滞金 年 5 % (2014 年 3 月以前は年 10 %)

\*督促「本機構では、返還金を延滞すると、本人、連帯保証人、保証人に対して、文書と同時に電話による督促を行うこととしております。」

本機構の学資金 (奨学金) は、債権管理回収業に関する特別措置法 (平成 10 年 10 月 16 日法律第 126 号) において「特定金銭債権」と定められており、弁護士法 (昭和 24 年法律第 205 号) の特例として債権回収会社が特定金銭債権の管理および回収を行うことを法務大臣により許可されています。」

機関保証の場合は次のような法的処置

(1) 一括返還請求 (2) 代位弁済請求 (3) 保証機関からの請求・督促 (4) 強制執行  
人的保証の場合は連帯保証人、保証人への民事訴訟法に基づく法的措置。

(1) 支払督促予告 (2) 支払督促申立 (3) 仮執行宣言付支払督促申立 (4) 強制執行。

A 普通のローンと同じ法的措置が待っている。